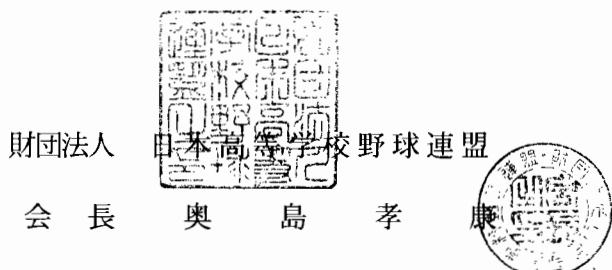




日本高野連発第08-0005号  
平成20年12月15日

都道府県高等学校野球連盟 会長 殿  
加 盟 校 学 校 長 殿  
同 野 球 部 責 任 教 師 殿



### 特待生制度採用校の調査結果と今後の取り扱いについて

今般、平成21年度入学する生徒に対し、高校野球特待生制度を採用する加盟校の募集段階における実態調査結果は、以下の通りでしたのでご報告します。また来年度入学した生徒の実態調査と2年目に当たる募集要項の調査も一部修正しましたのでよろしくお取り計ください。

#### (1) 調査の対象とした内容

先の5月に決めた調査の方針に沿って、①採用予定人数、②特待生制度とする基準として、「学業が同学年の一般生徒と同じ水準にあること」「生活態度等に関して他の生徒の模範となっていること」の趣旨が含まれていること、③選考書類として中学校校長の推薦書が含まれていること、の3項目について高校野球特待生制度を採用する加盟校に、募集要項を添え、申告するよう求めた。

#### (2) 申告数

現在(11月28日)までに申告のあった校数は以下の通り。

①特待生制度申告校数 430校 (内4校は対象外)

②適正確認校数 423校

内 昨年度実施校 323校

内 新規実施予定校 100校

③保留校 3校

以上の結果で、昨年実施していた校数は376校で、校数上は53校減ったことになるが、硬式部と軟式部があって片方を取り止めた学校もあり、校数表記は単純にはできない。

#### (3) 修正を求める状況

採用予定人数は、野球部だけを表記している学校は少なく、所属連盟の聞き取り調査で、把握した。5名はガイドラインでこれを超えて特に要望はしなかった。

次に、学業成績と生活態度について申告校の多くは独自の表現方法が使用されていたが、当連盟の意図する内容とは理解されない表現については修正を要望した。

また、中学校校長の推薦書は必須項目としているため、募集要項に明記されていないものについては当該校のホームページなどで追加表記してもらうなど、修正を求め、来年度は明記する確約書の提出を求めた。

#### (4) 今後の課題

保留校の3校は同じ学校法人内の3校で、入学時の採用は0とし、入学後に高校野球特待生を決定するとしていた。この場合、予め採用人数を示していないことと、中学校校長の推薦書を必須としていないことから今回の要件を満たしておらず、採用校数には加えなかった。しかし、直ちに憲章13条違反とは判断せず、今後の扱いについて慎重に検討することとした。

続いて対象外とした4校は、いずれも野球技能優秀に加え、経済的要件を条件としたもので、当連盟が設定した内容とは異なるため対象としなかったが、「高校野球特待生制度」の抜け道となる恐れもある。ただし、当該校は次年度改善するとの確約書を提出している。

#### (5) 21年度入学者に対する調査

来年4月に入学した高校野球特待生の入学後の調査方法は以下の通りとした。

##### 1) 調査内容の確認

調査する内容は、①来年度の部員登録時に、その年度実際に入学した野球部特待生の人数、②入学した野球部特待生の人数が、6人以上の場合は、なぜその人数としたか理由を添えてもらう。

##### 2) 調査方法と時期の確認

入学後の調査時期は、毎年5月末を目途に部員登録をしており、5月末とする。調査は、氏名を特定せず採用した人数だけとし、実際に入学した人数を全国集計して5人以下と6人以上の学校数を公表する。学校名も公表しない。

#### (6) 22年度入学者に対する募集段階の調査

2年目に当たる募集段階の調査は、本年は9月末に実施したが、この段階では募集要項が未完成の学校が多く、来年の調査は10月末と11月末の2段階に分けて調査することとした。

以 上